## 5月号 (536号)

以下の [事例 1] における  $W \geq X$  の罪責, [事例 2] における  $Y \geq Z$  の罪責を論じなさい (特別法違反の点は除く)。

[事例 1] Wと X は,プロ野球チーム F のファンが集う飲食店 S で飲食していた。W は,煙草を吸うために S 店の前にある喫煙所に来た。喫煙所には客 A がスマホで F チームの試合を見ており,F チームの投手がホームランを打たれた瞬間に大喜びをした。それを見て腹が立った W は,A の顔面を殴った。倒れた A に対し,さらに頭や背中を足蹴にした上,落ちていた角材で背中を殴打した。

X は、W が帰ってこないので心配になり、S 店の前の喫煙所を見に行ったところ、W が A を足蹴にしているところを目撃した。X は、W から事情を聞き、W に加勢することにした。ただ、A の後頭部の出血を見た X は、W に、「頭はやめよう。やばい」と言って、W とともに背中に対して多数回の足蹴を加えたほか、角材で殴打した。

しばらくして A が W と X に謝ったので、W と X は暴行をやめた。一連の暴行の結果、A は、後頭部裂傷(以下、「傷害結果 P」とする)および背中に擦過傷(以下、「傷害結果 Q」とする)を負った。傷害結果 Q は、X の共謀加担前にすでに生じていたが、X の共謀加担後の暴行により相当程度重篤化したものであった。

[事例 2] Yは、架空の話により高齢者から金銭を騙し取ろうと考え、Bに電話をかけて、「消費者サポートセンターの者です。あなたの携帯電話が犯罪に利用されています。こちらで携帯電話の解約をサポートするために、着手金20万円が必要です。これから担当者があなたの自宅に着手金を受け取りに行きます。ただ、犯人はあらゆる手段を使ってあなたを監視しています。我々のサポートが犯人側に察知されないように、お金は段ボール箱に入れて、あなたの家の玄関ドアの前に置いておいてください」と伝えた。

Bとの電話を終えた Y は、お金の受け取りは友人 Z に頼むことにした。その際、Z には一連の事情は言わないが、Z が詐欺に関与していると気づいたとしても構わないと思っていた。Y は Z に電話をかけて、「おまえ、仕事なかったやろ。小遣い稼ぎあるで。B の家の前に段ボール箱が置いてあるから、それを取ってきてくれ。それだけで報酬 3 万円や」と言った。Z は、アルバイト代としては報酬が高額なので、詐欺に関与するかもしれないと思ったが、生活費に困っていたので Y からの依頼を承諾した。

Bは、Yに言われたことを真実と思い込んで、現金20万円を入れた段ボール箱を自宅の玄関ドアの前に置いた。その後、ZがB宅を訪れ、玄関ドアの前に置いてあった段ボール箱を回収した。

## 4月号(535号)

X は、2021年4月にAと婚姻し、2022年5月にはAとの間に長男Bが生まれた。ところが、2023年6月にAと離婚し、X はBの親権者となってBを引き取った。2024年1月頃、X は、勤務先の飲食店でYと知り合い、親しく付き合うようになった。同年3月頃にX と BがY宅に引っ越すかたちで、X らはYと同居を始めた。同年9月にX が妊娠していることが分かり、Yもそのことを知っていた。ところが、その妊娠が分かった頃から、Y は、Bに対し、行儀が悪いなどと言って、B の頰を平手や手拳で何度も叩くなどの暴力をふるい、ときにB の頰が赤く腫れたり、鼻血が出ることもあった。しかし、X は、そのようなY の短気な性格や暴力的な行動傾向を認識しつつも、Y との間に子どもが生まれることもあり、Y との関係を保つことを優先して、B に対するY の暴力をとがめることも同居を解消することもしなかった。

2025年3月28日午後7時頃、夕食の際、Bが牛乳の入ったコップを倒したことにYが激高し、「立て!」と怒鳴り、Bの服を乱暴につかんでBを立たせ、Bの頰を平手で2回、3回と連続で叩いた。Bは泣きながら、「ごめんなさい」と言った。しかしYはBに言うことを聞かせようとする気持ちから、鼻血が出るくらいなら構わないと考え、Bの頰を平手でさらに強く叩いた。すると、Bの身体がタンスに向かって勢いよく倒れ、Bはタンスに頭を強くぶつけた。そのころ、Xは、台所で食器を洗っており、Yの怒鳴り声やBを叩く音、Bの泣き声を聞いて、YがまたBを叩いていると認識したが、頰が腫れたりすることはあるかもしれないが、死ぬことはないだろうと考えて何もせず、無関心を装っていた。しかし、タンスに頭をぶつけたような鈍い音を聞いたので、Bのもとに駆け付けたところ、Bは意識を失って倒れていた。Xはすぐに119番通報をして救急車を要請した。Bは、病院に運ばれて医師の治療を受けたものの、頭部をタンスにぶつけた際に生じた硬膜下出血により死亡した。

本件当時、Xは妊娠していたため、身を挺してYの暴力を制止することは困難であった。しかし、「やめて」などと言葉を発することでYの暴力を制止する行動に出ることは容易にできたし、それによってYの暴力を阻止することは相当程度可能であった。

X および Y の罪責を論じなさい (特別法違反の点は除く)。